

議案第98号

三田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

三田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年11月27日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市都市公園条例の一部を改正する条例

三田市都市公園条例（平成2年三田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（使用料及び納付方法）</p> <p>第16条 法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項、第4条第1項並びに第20条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる占用料又は使用料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 前項に規定する使用料等（第4号を除く。以下同じ。）は、許可のとき徴収する。ただし、その許可の期間が1年以上にわたる場合の使用料等については、各年ごとに徴収する。</p> <p>3 省略</p>	<p>（使用料及び納付方法）</p> <p>第16条 法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項、第4条第1項並びに第20条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる占用料又は使用料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 前項に規定する使用料等（第4号及び第5号を除く。以下同じ。）は、許可のとき徴収する。ただし、その許可の期間が1年以上にわたる場合の使用料等については、各年ごとに徴収する。</p> <p>3 省略</p> <p>4 <u>第1項第5号に規定する使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>（使用料等の不還付）</p> <p>第17条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 占用料の場合は、<u>占有者が占有開始10日前までに占有の取消しを申し出たとき。</u></p> <p>(3) 第4条第1項第1号から第4号までの規定に基づく使用者が使用開始10日前までに使用の取消しを<u>申し出たとき。</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p>（指定管理者が業務を行う場合の準用）</p> <p>第30条の4 第4条（第1項第5号を除く。）、第6条、第7条、第16条から第22条まで、第23条、別表第2の2及び別表第4の規定は、指定管理者に第30条の2各号</p>	<p>（使用料等の不還付）</p> <p>第17条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(2) 占用料の場合は、<u>占有者が占有開始10日前までに占有の取消しの申請をしたとき。</u></p> <p>(3) 第4条第1項第1号から第4号までの規定に基づく使用者が使用開始10日前までに使用の取消し<u>の申請をしたとき。</u></p> <p><u>(4) 第20条の規定に基づく使用者が規則で定める日前までに使用の取消しの申請をしたとき。</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p>（指定管理者が業務を行う場合の準用）</p> <p>第30条の4 第4条（第1項第5号を除く。）、第6条、第7条、第16条から第22条まで、第23条、別表第2の2及び別表第4の規定は、指定管理者に第30条の2各号</p>

に掲げる業務を行わせている場合について準用する。この場合において、第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条の2(第21条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」と、第6条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」と、第17条及び第18条中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「市長は」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第19条第1項及び第2項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、同条第4項、第20条から第22条まで及び第23条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表第2の2中「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表第4中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

に掲げる業務を行わせている場合について準用する。この場合において、第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条の2(第21条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」と、第6条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条第1項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第4項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長が特別の理由があると認めるとき」とあるのは「指定管理者が特別の理由があると認めるときに、あらかじめ市長の承認を得た場合」と、第17条及び第18条中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「市長は」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第19条第1項及び第2項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、同条第4項、第20条から第22条まで及び第23条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表第2の2中「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表第4中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

別表第4(第16条、第30条の3関係)

公園名	施設の使用区分		使用料			摘要	
			単位	昼間	夜間		
城山公園	省略		省略				
	体競 育技 館場	個人使用	1時間1人	410円	410円	児童生徒1/2	
		全面	個人使用の使用料に加算(空調設備稼働時)	1時間	1,500円	1,500円	児童生徒1/2
		半面	個人使用の使用料に加算(空調設備稼働時)	1時間	750円	750円	児童生徒1/2

別表第4(第16条、第30条の3関係)

公園名	施設の使用区分		使用料			摘要
			単位	昼間	夜間	
城山公園	省略		省略			
	体競 育技 館場	個人使用	1時間1人	410円	410円	児童生徒1/2
		個人使用の使用料に加算(空調設備稼働時)	1時間1人	250円	250円	児童生徒1/2

			1/3面	個人使用 の使用料 に加算 (空調設 備稼働 時)	1時間	500円	500円	児童生徒 1/2
省略								
省略								
省略								
駒ヶ谷 運動公園	体競 育技 館場	省略						
		個人使用			1時間 1人	410円	410円	児童生徒 1/2
		全面	個人使用 の使用料 に加算 (空調設 備稼働 時)		1時間	3,300円	3,300円	児童生徒 1/2
		1/3面	個人使用 の使用料 に加算 (空調設 備稼働 時)		1時間	1,100円	1,100円	児童生徒 1/2
省略								
省略								
省略								
1～2 省略								
3 入場料を徴収する場合は使用料の5倍の額、営利営業を目的とする場合は 使用料の10倍の額とする。								
4～8 省略								

省略								
省略								
省略								
駒ヶ谷 運動公園	体競 育技 館場	省略						
		個人使用			1時間 1人	410円	410円	児童生徒 1/2
		メイン リーナ	個人使用 の使用料 に加算 (空調設 備稼働 時)		1時間 1人	550円	550円	児童生徒 1/2
		サブア リーナ	個人使用 の使用料 に加算 (空調設 備稼働 時)		1時間 1人	150円	150円	児童生徒 1/2
省略								
省略								
省略								
1～2 省略								
3 使用者が営利を目的として使用する場合は、使用料（前項の規定の適用を 受けるときは、同項の規定により算出した額）の2倍の額とする。								
4～8 省略								

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の三田市都市公園条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日以後の施設の使用及び利用並びに使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用及び利用並びに使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
(準備行為)
- 3 新条例の規定による必要な許可、使用料の徴収、利用料金の収受その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。